



島根県報

平成22年11月19日（金）

第2,241号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	（食料安全推進課）	2
県営土地改良事業計画の変更（3件）	（農 村 整 備 課）	4
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	5
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	6

【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	6
-----------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県MPN連携システム移行業務及び運用業務の調達に係る随意契約の相手方 等	（会 計 課）	7
---	---------	---

告 示**島根県告示第673号**

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

農 薬 名		指 針 値 (mg/1)
殺 虫 剤	アセタミプリド	1.800
	アセフェート	0.063
	イソキサチオン	0.080
	イミダクロプリド	1.500
	エトフェンプロックス	0.820
	クロチアニジン	2.500
	クロルピリホス	0.020
	ダイアジノン	0.050
	チアメトキサム	0.470
	チオジカルブ	0.800
	テブフェノジド	0.420
	トリクロルホン（DEP）	0.050
	ピリダフェンチオン	0.020
	フェニトロチオン（MEP）	0.030
	ペルメトリン	1.000
	ベンスルタップ	0.900
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	4.700
	イソプロチオラン	2.600
	イプロジオン	3.000
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.060
		(イミノクタジンとして)
	エトリジアゾール（エクロメゾール）	0.040
	オキシシン銅（有機銅）	0.400
	キャプタン	3.000
	クロロタロニル（TPN）	0.400
	クロロネブ	0.500
	ジフェノコナゾール	0.300
	シプロコナゾール	0.300
	シメコナゾール	0.220
チウラム（チラム）	0.200	
チオフアネートメチル	3.000	

	チフルザミド	0.500
	テトラコナゾール	0.100
	テブコナゾール	0.770
	トリフルミゾール	0.500
	トルクロホスメチル	2.000
	バリダマイシン	12.000
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1.000
	フルトラニル	2.300
	プロピコナゾール	0.500
	ベノミル	0.200
	ペンシクロン	1.400
	ボスカリド	1.100
	ホセチル	23.000
	ポリカーバメート	0.300
	メタラキシル及びメタラキシルM	0.580
		(メタラキシルとして)
	メプロニル	1.000
除 草 剤	アシュラム	2.000
	エトキシスルフロン	1.000
	オキサジアルギル	0.200
	オキサジクロメホン	0.240
	カフェンストロール	0.070
	シクロスルファミロン	0.800
	ジチオピル	0.095
	シデュロン	3.000
	シマジン (CAT)	0.030
	テルブカルブ (MB PMC)	0.200
	トリクロピル	0.060
	ナプロパミド	0.300
	ハロスルフロンメチル	2.600
	ピリブチカルブ	0.230
	ブタミホス	0.200
	フラザスルフロン	0.300
	プロピザミド	0.500
	ベンスリド (SAP)	1.000
	ペンディメタリン	1.000
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.800
	メコプロップカリウム塩 (MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩 (MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.470
		(メコプロップとして)
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.050
		(MCPAとして)

植 物 成 長 調 整 剤	トリネキサパックエチル	0.150
---------------------------------	-------------	-------

附 則

この告示は、平成22年11月19日から施行する。

島根県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大原地区を受益地域とする用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
大原地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大原地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
大原地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大原地区を受益地域とする暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

大原地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）

変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市伯太町草野319-4、589-7、589-10、590-27（次の図に示す部分に限る。）、590-31

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第678号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

森脇谷

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
-------------	---------

邑智郡邑南町矢上1616番 1	1号
〃 6448番 4	2号
〃 6448番	3号
〃 1704番	4号から6号まで
〃 6448番 2	7号
〃 1702番 1	8号
〃 6448番 1	9号
〃 1617番 1	10号

島根県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

大田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業

大田市公共下水道

3 事業施行期間

平成16年5月11日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年5月11日島根県告示第514号の事業地のうち、島根県大田市長久町大字長久字中川原、字宮ノ前、字狭間及び字段上分並びに大田町大字大田字大沢輪ノ内、字松ノ前及び字南代地内において事業地を変更し、大田市長久町大字長久字小丸、字後代、字鶴山、字亀山、字影田、字王子、字影田迫、字田中、字中垣内、字鷹ノ尾、字東ノ前、字大迫、字大廻及び字村井坂並びに大田町大字大田字山崎、字宮崎、字鳴滝、字落井、字下北代、字大田町、字上北代、字毘沙門、字諏訪仮屋、字竹崎、字魚瀬及び字若宮並びに鳥井町大字鳥井字志田代、字志田、字清水、字鷺巣、字向島、字鳥井、字中田、字新道、字山根、字柳原、字北沢、字八幡原、字西鳥井、字鷺山、字芝、字皆地、字志田ヶ池、字蟹穴、字鍛冶屋田及び字壺貫田並びに静間町大字和江字和江を加える。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、松江赤十字病院労働組合から、賃金、労働条件等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成22年11月22日から問題解決までの間

場所 松江赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員若干名を除く。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年11月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県MPN連携システム移行業務及び運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年11月8日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 田上 正史

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

42,383,880円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。